

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 488

平成20年10月14日(火曜日)

# 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F  
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

## 人 事

### 「プレゼン」成功への5カ条 聞き手の心をつかむ話術、態度とは

ビジネスパーソンの仕事の半分はコミュニケーションとプレゼンテーションといわれる。

電話もメールもその手段だが、人対人が直接顔を合わせする席上では受け手の反応を直につかむためには発言、発表の仕方がカギを握る。社内外を問わず、どんな会議でも原稿や資料の棒読みではなく、相手を飽きさせないためのパフォーマンスを身につけ、目的に向かって成果を上げるためにコミュニケーションとプレゼンがある。これがビジネスの原則である。

第1条：話し方をチェックする(早口の人はずっくり、声の小さい人は訴求点では大きく、わざと間を入れる、などメリハリをつける。自信がないと早口や小さい声になりがち)。

第2条：顔の表情・視線を意識する(身振り、手振りをできるだけ入れる。一人だけに目線を送らず、時には全体を見渡す。口をきつく結んだり、瞼を閉じたり、と表情を豊かにする)。

第3条：話す内容・提案のポイントを絞る(原稿を作るパソコン上でグラフ、図を使い箇条書きでビジュアル化し、文字数は可能な限り減らすようにする)。

第4条：会話では「でも」「しかし」の相手に逆らう逆接の接続語は禁物。その場の流れに沿って、相づち(そうですね、などの順接)を入れながらタイミングを計る。

第5条：特に社外での会議では初めに「本日はお時間をいただき...」、最後に「ありがとうございました」の謝辞を忘れないようにする。

## 税務会計

### 大口・悪質脱税は査察で厳正対処 07年度は22人に対して実刑判決

査察調査とは、大口・悪質な脱税をしている疑いのある者に対し、犯罪捜査に準じた方法で行われる特別な調査だ。調査に当たる国税査察官には、裁判官の発する許可状を受けて事務所などの捜査や、帳簿などの証拠物件の差し押さえをする強制調査を行う権限が与えられている。この査察調査は、単に免れた税金等を納めさせるだけでなく、検察官への告発を通じて懲役や罰金といった刑罰を科すことを目的とする。

査察調査により脱税の事実が判明すると、刑事事件として検察官に告発する。そして、検察官によって裁判所に起訴され有罪が確定すると、懲役や罰金の刑罰が科される。この刑罰は、5年以下の懲役または500万円(脱税額が500万円を超える場合は、脱税相当額)以下の罰金となるか、あるいは懲役と罰金の併科となる。2007年度においては、220件の査察調査に着手し、158件を検察官に告発した。

査察事件でも以前は執行猶予と罰金刑で済んでいたが、1980年(昭和58年)以降、“一罰百戒”効果を高めるため毎年実刑判決が言い渡されている。2008年度中に一審判決が言い渡された査察事件189件では、すべての事件において有罪判決が出され、執行猶予のつかない実刑判決は22人に出された。

国税当局は、「脱税は、いわば社会公共の敵というべきもの」として、今後も大口・悪質な脱税者に対しては査察調査により厳しく追求していく方針だ。

## 今週のキーワード

### パフォーマンス

実行、遂行、演技。1970年代、演劇の世界で使われ始め演技のレベル、表現力などを評価する言葉となった。ビジネス社会ではコストパフォーマンス(価格性能比)が日常語。レストランで出た食事やサービスが価格に見合わないと「値ごろ感がない」(高くついた)と食後が不味くなる。コンピュータでは処理する能力・性能をいう。このように人でも機械でも能力{「行動+成果=業績・貢献度」}を判定する際によく使われる。ただし「見せかけ」の意味もあり要注意。